

「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株  
券に関する有価証券上場規程の特例」等

目次

(ページ)

- 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例…… 1
- 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の  
取扱い…………… 4

## 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例

### (目 的)

**第1条** この特例は、株式会社企業再生支援機構（以下「企業再生支援機構」という。）が支援決定（株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する支援決定をいう。以下同じ。）を行った会社（支援決定が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（株式会社企業再生支援機構法第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「被支援会社」という。）の発行する株券について、有価証券上場規程の特例を規定する。

2 この特例に定めないものについては、有価証券上場規程の定めるところによる。

### (上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例)

**第2条** 被支援会社の発行する株券が、支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、企業再生支援機構が当該会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の上場申請を行うときにおける上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定の適用については、次のとおりとする。

5 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券のうち、次の各号に適合するものについては、市場第一部銘柄に指定することができるものとする。

(1) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1号、第2号及び第5号に適合していること。

(2) 利益の額又は時価総額

次のa又はbのいずれかに適合すること。

a 最近1年間における利益の額が4億円以上であること。

b 上場日における時価総額が1,000億円以上となる見込みのあること。ただし、最近1年間における売上高が100億円未満である場合を除く。

(3) 時価総額

上場日における時価総額が500億円以上となる見込みのあること。

2 被支援会社である上場会社が、企業再生支援機構が当該上場会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請をする場合における上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用については、同条第6号を次のとおりとする。

(6) 利益の額

最近1年間における利益の額が4億円以上であること。

### (上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)

**第3条** 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、債務超過の状態となった場合であって、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- c 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

(株券上場廃止基準の特例)

**第4条** 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であって、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- c 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内

（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理
- c 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

#### 付 則

この特例は、平成21年11月9日から施行する。

## 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

### 1 第2条（上場株券の市場第一部銘柄指定基準の特例）関係

- (1) 第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者については、次のa及びbのとおり取り扱うものとする。
- a 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い1(5)及び(6)の規定の適用については、次のとおりとし、同1(7)の規定は適用しない。
- (5) 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(2)及び(5)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。
- (6) 株券上場審査基準の取扱い2(2)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。
- b 株券上場審査基準の取扱い2(5)及び(6)の規定は、第2条第1項の適用を受ける新規上場申請者について準用する。
- (2) 第2条第2項の適用を受ける上場会社については、次のa及びbのとおり取り扱うものとする。
- a 有価証券上場規程に関する取扱い要領18の規定については、(1)d中「最近2年間（上場会社が上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号a及び第7号に適合していない場合は、最近3年間）」とあるのは「最近2年間」とする。
- b 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)の規定は、第2条第2項の適用を受ける上場会社について準用する。

### 2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係

- (1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。
- c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。
- (a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」とあるのは「「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)及び(ii)の規定は適用しない。
- (b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発

行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定める書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ハ) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(5)の規定の適用については、dを次のとおりとする。

d 純資産の額が第5号に該当した場合には、審査対象事業年度の末日の翌月から起算して5か月目の月の初日（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文かつこ書に該当した場合にあっては、買取決定等が行われないことを当取引所が確認した日の属する月の翌月から起算して2か月目の月の初日）に指定替えを行う。

### 3 第4条（株券上場廃止基準の特例）関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)（同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本

文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)及び(ii)の規定は適用しない。

(b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(i)から(ii)までの区分に従い、当該(i)から(ii)までに定める書面

(i) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ii) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(iii) 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 株券上場廃止基準の取扱い5の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次のaからcまでのとおり取り扱うものとする。

a 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(a)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、(b)又は(c)に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 株券上場廃止基準の取扱い5(1) l、n、o、v又はwのいずれかに該当するとき

(b) 株券上場廃止基準の取扱い5(1) aからkまで、m、pからuまで、x又はyのいずれかに該当する

とき（f にあつては、「第2条第1項第5号（同条第2項第4号による場合を含む。）又は第2条の2第1項第4号（同条第2項第1号による場合を含む。））」とあるのは、「第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号」と読み替える。）

- (c) 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文（かっこ書を除く。）又は第2条の2第1項第4号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する当取引所が適当と認める場合に限る。この場合における当取引所が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、前(1)において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1(4)dの(a)の規定に基づき行うものとする。）であつて、かつ、企業再生支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき
- b 前aの場合における監理銘柄への指定期間は、次の(a)又は(b)に定める日から当取引所が当該上場株券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。
- (a) 前a(a)又は(b)の場合  
株券上場廃止基準の取扱い5(3)aからfまでに定める日
- (b) 前a(c)の場合  
当取引所が必要と認めた日
- c 前bの場合において、当取引所は、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の(a)又は(b)に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、前bにおいて監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。
- (a) a(a)又は(b)の場合  
株券上場廃止基準の取扱い5(4)a又はbに定める時
- (b) a(c)の場合  
当取引所がその都度定める時

付 則

この規則は、平成21年11月9日から施行する。